

○奈良県産業廃棄物減量化等推進基金条例

平成十六年三月三十日

奈良県条例第四十七号

奈良県産業廃棄物減量化等推進基金条例をここに公布する。

奈良県産業廃棄物減量化等推進基金条例

(設置)

第一条 産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。)の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策の費用に充てるため、奈良県産業廃棄物減量化等推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、奈良県産業廃棄物税条例(平成十五年三月奈良県条例第四十三号)により県に納入され、又は納付された産業廃棄物税から産業廃棄物税の徴収に要する費用を控除して得た額の範囲内で、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。